

令和7年6月12日

組合員・利用者の皆様へ

令和7年1月に発生した不祥事件に対する再発防止策について

当組合では、令和7年1月に意向把握・確認義務違反という共済事業に係る不祥事件が発生しておりますが、当該不祥事件につきましては、所管行政庁へ届出を行っており、また、所管行政庁の指導の下、下記の再発防止策に取り組んでおります。

今後は、このような事案を発生させることのないよう、令和6年1月30日に策定した「組合員・ご利用者さま本位の業務運営に関する取組方針」に基づき、組合員・利用者の皆様に対して、誠実・公正に業務運営を行ってまいります。

記

1. コンプライアンス意識の醸成

令和7年3月18日及び4月3日に支店推進次長・渉外担当者、3月21日に新採用職員、3月24日及び4月2、4日に支店事務管理者・スマイルサポーター、3月29日に管理職を対象としたコンプライアンス研修会を実施し、コンプライアンス違反が組合員・利用者に与える影響と再発防止について周知・徹底を図りました。

今後もあらゆる研修及び会議体を通じてコンプライアンス意識の向上に取り組んでまいります。

2. 本人確認に係る事務手続きの強化

本人確認書類の撮影は、現物確認を徹底するために本人確認書類を専用の撮影用台紙の上に置いて撮影することを徹底しています。また、新契約報告書を活用し、①契約者・被共済者住所が管轄外、②書面手続き、③コールセンターによる契約確認に該当する契約、④高齢者推進の場合は、契約手続き前に支店管理者の事前決裁を実施しています。

3. 事務リスク管理体制の整備・強化

上記の取り組みについては、共済事務インストラクターが店舗巡回によるモニタリング点検や支店管理職へのヒアリングを実施し、再発防止策の取り組み状況を確認いたします。また、リスク管理部門はモニタリング実施状況を検証、内部監査部門は内部監査時の点検項目に組み込む等、再発防止策の確実な実行に努めます。

以 上

兵庫みらい農業協同組合
代表理事組合長 高橋 秀